5　申請の方法

⑴　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（特定建設工事）」（以下「申請書」という。）は、北陸地方整備局ホームページ（http://www.hrr.mlit.go.jp）から入手するものとする。

⑵　申請書の提出方法及び提出場所　申請者は、申請書に次に掲げる書類を持参、郵送（簡易書留に限る。）又は電子メール（電子メールの場合は着信確認を行うこと。）により提出すること。

①　特定建設工事共同企業体協定書（甲）（下記６⑸の条件を満たすものに限る。）の写し。

②　下記６⑵①、③の要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類及び監理技術者又は主任技術者を当該工事に専任で配置できることを記載した書類は、当該工事の「入札公告（建設工事）」（令和８年10月21日付け支出負担行為担当官北陸地方整備局長）に示すところにより交付する入札説明書の別記様式２－１及び別記様式３－１－１と同一であるので、これを使用して作成すること。

提出場所　〒950―8801 新潟県新潟市中央区美咲町１－１－１新潟美咲合同庁舎１号館
北陸地方整備局総務部契約課工事契約調整係　電話：025―280―8880（内線2523）
電子メール：84zuiji@hrr.mlit.go.jp

⑶　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

6　特定建設工事共同企業体としての資格及びその審査

「競争参加者の資格に関する公示」（令和８年３月31日付け国土交通省大臣官房会計課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「令和８年３月31日付け公示」という。）５（建設工事）の①から⑤までに該当する者を構成員に含む特定建設工事共同企業体及び次に掲げる条件を満たさない特定建設工事共同企業体については、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。それ以外の特定建設工事共同企業体については、令和８年３月31日付け公示６（建設工事）⑴に掲げる客観的事項（共通事項）の項目及び⑵に掲げる主観的事項（特別事項）の項目について総合点数を付与して特定建設工事共同企業体としての資格があると認定する。

⑴　特定建設工事共同企業体の構成　特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす者２社の組合せとする。

①　北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）における令和７・８年度一般競争参加資格で一般土木工事の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北陸地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

②　北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）における令和７・８年度一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,200点以上であること（上記①の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。

③　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記①の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

④　当該競争参加資格に係る申請の期限の日から認定を行う日までの期間に北陸地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑤　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑥　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑵　構成員の技術的要件等　特定建設工事共同企業体の構成員は、令和８年10月21日において次の要件を満たすものとする。

①　平成23年度以降に元請として完成した工事で、下記⒜の要件を満たす工事の施工実績を有していること。（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が特定建設工事共同企業体、地域維持型建設共同企業体、復旧・復興建設工事共同企業体及び異工種建設工事共同企業体にあっては均等割の10分の６以上、経常建設共同企業体にあっては20％以上のものに限る。また、特定建設工事共同企業体、地域維持型建設共同企業体、復旧・復興建設工事共同企業体、異工種建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体における乙型共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の施工実績として認める。）元請として完成した工事については、海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された工事も施工実績に含むものとする。ただし、大臣官房官庁営繕部又は地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）所掌の工事に係るものにあっては、評定点が65点未満のものを除く。

⒜　鉄筋コンクリート構造の橋台又は橋脚で、躯体高さ（フーチング下端から橋脚の天端（上端）までの高さ）10m以上の工事の施工実績を有すること。（歩道橋およびフーチングのみの場合は除く）

②　発注工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱う。

③　発注工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、建設業法第26条第３項第２号の場合の監理技術者の配置は認めない。

⑶　出資比率要件　特定建設工事共同企業体のすべての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であるものとする。

⑷　代表者要件　特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であるものとする。

⑸　特定建設工事共同企業体の協定　特定建設工事共同企業体の協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」（昭和53年11月１日付け建設省計振発第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答）」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書（甲）」によるものとする。

7　一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体の取扱い

上記６⑴①の認定（上記６⑴①の再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体も上記４及び５により申請をすることができる。この場合において、特定建設工事共同企業体としての資格が認定されるためには、上記６⑴①の認定を受けていない構成員が上記６⑴①の認定を受けることが必要である。

なお、この場合において、当該工事に係る開札の時までに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了せず、競争に参加できないことがある。また、この場合において、上記６⑴①の認定を受けていない構成員が当該工事に係る開札の時までに上記６⑴①の認定を受けていないとき又は上記６⑴①の一般競争参加資格がないとの認定（上記６⑴①の北陸地方整備局長が別に定める手続における一般競争参加資格がないとの認定を含む。）を受けたときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。

8　資格審査結果の通知

「一般競争参加資格認定通知書」により通知する。

9　資格の有効期間

特定建設工事共同企業体としての資格の認定の日から当該工事の完成する日までとする。ただし、当該工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。